

現代人権論の一駒

—人権擁護法案を手がかりとして—

(三)

村下博

- 一 本稿の目的と課題
- 二 人権擁護法案の提起するもの
 - 1 私の現在考えていること
 - 2 私のとりくんできた課題から
 - 3 本稿の目的と課題（以上五八号）
- 三 現代の平等と「差別」について
 - 1 人権擁護推進審議会第一号答申にみる「差別」
 - 2 人権擁護推進審議会第二号答申にみる「差別」
 - 3 人権擁護法案にみる「差別」論
 - 4 現代の差別と平等論の課題（以上五九号）
- 四 現代の自由権について
 - 1 マスク規制としての人権擁護法案
 - 2 現代「自由」にかかる問題状況
 - 3 現代「自由」にかかる議論状況
 - 4 現代自由権の課題（以上本号）
- 五 現代の社会権について
- 六 現代人権論の課題

四 現代の自由権について

ここでは、本稿の立論趣旨からいつても、自由権をめぐる現代の全般状況を論ずる必要はないと考えると同時に、そもそも私にはそれらを論ずる能力のないことは自覚しているつもりである。むしろここでは、人権擁護法案が現代の自由権をめぐる状況に対して、どのような位置にあるのか、またそれがどのような影響を与えていたのかについて、私なりに検討することが求められているといえよう。この私の拙い作業によつて、人権擁護法案が現代の自由権にとってどのような意味・位置を有するのか、あるいは現代の自由権の中核的課題がどこにあるかが自ずと明らかになつてくるのかもしれない。

すでに明らかになつてているように人権擁護法案が廃案の憂き目にあつていていることは、ある意味では当然のこととはいえ、現在の日本においても、少なからず権力に対する民主主義的規制力が残存している証左ともいえよう。ところが、二〇〇四年秋の臨時国会以降、同法案は、廃案のひとつの中因ともなつた報道・マスコミ規制あるいは表現の自由への制約・規制の部分については削除し、再び国会に上程する動きがあると伝えられている。この動きは、同法案を廃案に追いこんだ日本の良心ともいえる個人・団体を分断するねらいのあることは容易に推測できるところである。このような分断の動きに呼応して、報道・マスコミ界が法案廃案の戦列から離脱する動きがでてくる可能性がなきにしもあらずという状況にあることは、私の最も心配しているところである。しかしながら上程される人権擁護法案において形式上報道・マスコミ規制が削除されるからといって、法案が有する自由権への制約・規制という本質は何ら変化のないことに注意を喚起しなければならないであろう。「差別」という特異な「武器」を使用して言論の自由を抑圧する法案の基本性格に全く変化はない。このことを直視しないで、報道・マスコミ界が目先の「マスコ

「規制」という障害を除去するという体制側の策略に簡単にのせられることがあるとすれば、結果として最終的に自らの首をしめることになりまた息の根をとめられることになることに、マスコミ関係者は最大級の警戒をはらう」とがもとめられているといえよう。

いずれにしろ、あらたにでてくる法案も同様に、現代の自由権の盛衰に深くかかわっていることは明らかである。そこでここでは、自由権への制限・規制としての法案の性格をふまえて、現代日本における「自由」にかかる問題状況、議論状況を素描し、そのうえで現代の自由権の課題がどこにあるかを探っていきたいと考える。それにしても、経済界の基本戦略に忠実に従い、あらゆる基本的人権の空洞化にひたすら突き進む体制側の攻勢には驚くほかない。この動きを容認するか否かは、私たち法律家の良心の帰趨を決することにもなろう。

1 マスコミ規制としての人権擁護法案

人権擁護法案は、法案第四二条四号において、「放送機関、新聞社、通信社その他報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者（略）がする次に掲げる人権侵害」を定め、報道機関自身と取材活動にかかるマスコミ関係者すべての規制を明確に規定している。その規制方法も、一般救済手続でなく、「特別救済手続」という「特別調査」、「調停」、「仲裁」、「勧告」、「訴訟援助」、「差止め」などの強制力をともなう規制を行うとしている。⁽³⁵⁾ 報道・マスコミ界は、この法案第四二条四号のみをマスコミ規制ととらえている節があるが、法案全体が私人間の差別禁止法の体裁を整えており、あらためてこの点を確認しておきたい。

法案の有するマスコミ規制という論点を確認しつつ、私は法案のねらつてある体制側の人権戦略について次のようについて述べたことがある。

すなわち「与党勢力のねらいのところで体制側の人権戦略についてある程度述べたが、さらにもう一言付しておきたい。私が体制側と呼称するのは、政権与党・財界中枢・一部のエリート官僚と闇の勢力を指してのことである。これらの政官業の体制側は、二一世紀に入る前後から二一世紀戦略をうちたてようとしたが、体制延命のための戦略づくりにことごとく失敗している。人権戦略もその体制戦略のひとつであるが、まがりなりに憲法に定める人権規定に基づく人権戦略を構築することを「これまた忌避している。それは、軍事・経済のアメリカモデルをうのみにするばかりに、憲法を否定せざるを得ないところまで追いこまれているのである。すなわち平和的生存権（戦争体制突入の阻止）、生命・健康・生活のための生存権（生活保護・医療・年金・介護・労働・教育）、自由権（身体・精神・財産・自己決定）などの基本的人権をことごとく否定せざるを得ないところまで追いこまれていることである。

今まで述べたことに違和感があるかもしれない。要するに私のいいたいことは、体制を維持しようとすればするほど、国民等との間の矛盾が拡大していくしかるべきをえない状況にあるということである。強きを助け弱きをくじく戦略をすすめると（小泉のことばでいうと「改革には痛みがともなう」）、また一部の利益を優先すると、大多数を犠牲にせざるをえなくなることになる。このときに体制側が使う手法は、国民を対立させ声をあげさせないふんいきやしくみを支配装置としてつくることであり、人権擁護法案もその装置のひとつとして利用することをねらっているといえる。

もうひとつの法案をめぐる論点として、『同和がらみ人権』の問題がある。くりかえす必要もないが、同和行政にはいくつもの功罪があつたが、『同和が通れば道理がひつこむ』のたとえのごとく、すべての人権課題に最優先させとりくみとして同和問題を権力が位置づけてきたという『罪』である。同和から人権に移行しても同じ傾向が露出している。すなわち、すべての人権を同和・差別の視点からみる、あるいはとらえるという誤った傾向を許してきたことである。今回の法案も基本的にはこの傾向に類するものであり、この傾向を最大限利用しているともいえる。こ

のことは、同和問題のタブー視と相俟つて、日本人の権問題に少なからぬ混乱と沈黙をもたらしたといえる。しかしだからこそ、このような傾向を許さないためにも、この傾向の克服と法案を完全に廃案にするとりくみが継続して求められていると考える」と述べた。⁽³⁶⁾

要するに、私は、体制側が自らの経済・政治戦略の破綻の結果、あらゆる基本的人権の空洞化、侵害になりふりかまわず着手せざるをえない必然性について指摘したつもりである。

つぎに人権擁護法案のねらいあるいは自由権の制約・規制・抑圧について論ずる一人の論者の見解を紹介しておく。第一は、碓井敏正であり、次のように述べる。すなわち「労働権や教育権、生存権の恩恵に与れない貧困層が拡大する一方で、権利による保護を必要としない一部の富裕層が生まれつた現状は、権利の二極化と呼ばずしてなんと呼んだらよいであろうか。このような現実は単に権利が保障されない層にとって悲劇であるだけでなく、国家全体にとつても好ましくない事態であることを指摘しておかねばならない。というのは、権利が保障されず、社会から疎外された人々の増大は社会生活全体を不安定化するからである。それは自殺や犯罪の急増として、すでに日本でも現れている。神戸で起きた幼児連続殺人事件（九七年）や大阪教育大付属小の惨劇（〇一年）などは、日本の社会がいつ何が起きるか分からぬ社会へと変わりつつあることを示している。

イギリスの自由主義者、J・グレイは新自由主義的政策がもたらす社会の不安定化のコストがいかに高くつくかを、アメリカやイギリスの犯罪率や刑務所人口の増大を例に説明していた（『グローバリズムという幻想』日本経済新聞社）。

このような社会の不安定化は、国家にとつても好ましくないことはいうまでもない。この問題を解決するために、権力当局が採用する方法は二つある。その第一は、国民意識や道徳性の強化によってイデオロギー的統合を強化する

ことである。国旗国歌法の制定や教育改革の中での道徳教育の強化、その一環としての『心のノート』の配布、愛国心や奉仕の心を盛り込もうとする教育基本法『改正』の目論みなどは、そのような方法の具体的現れである。

しかしこのような企図が成功するとはとても思えない。というのは、われわれが日本人としてのアイデンティティを感じるのは、単に日本人としての教育を受けることから生まれるわけではない。日本人としての国民意識が生まれるのは、誰もが国民としての共通の教養を身につけること、また何かの不運によって生活が行き詰まつても、国家が生存権を保障してくれるであろうという安心感を与えられることによつてである。イデオロギー的統合が有効性を發揮するのは、このような条件が満たされた場合だけなのである。しかし政府が採用している新自由主義的政策は、皮肉にもこのような国民統合の条件を自ら掘り崩している。

その中で若者を中心に、国家離れの現象が深く進行してきているように思われる。不登校の増大や、国民年金の掛け金の不払いなどは、国の教育制度や社会保障制度に対する若者達の不信感を表している。希望しても就職できず、将来の不安を抱える若者達に、愛国心を注入するのは至難の業といわなければならない。

そこで問題となるのがもう一つの方法である。それはイデオロギー的統合のような内面的管理でなく、個人の行動を一括して管理する外面的行動管理の方法である。実はこの方法を現実化する法整備が、すでに九九年になされていることに注意しなければならない。すなわち九九年の国会で自公連立政権により、イデオロギー統合を強化する『国旗国歌法』だけでなく、『通信傍受法』（盗聴法）と住基ネットの根拠となる『住民基本台帳改正法』が成立しているのである。付け加えるならば、同年春の国会では、周辺事態法も成立している。ある社会学者はこの体制を称して九九年体制と呼んでいるが、これは、最近の国民管理の変化を示す重要な表現である。

昨年八月、騒動の中で導入された住基ネットは、現在は基本四情報（氏名、住所、年齢、性別）に限られているが、

将来的には膨大な情報がインプットされ、行政当局がこれを管理する体制へと発展する危険性がある。昨年起きた防衛庁に対する情報公開請求者のリスト作成問題や、京都での公安調査庁による外国人登録原本の違法入手などは、権力による国民管理の具体的事例である。このように国民の行動、表現を常時管理し、情報としてデータベース化していく手法が、イデオロギー統合に代わって大きくクローズアップされてきているのである。

この傾向を加速しているのが、情報通信技術の発達である。すでに銀行や商店街などで防犯用カメラが大量に設置されているが、G P S 技術の進歩により個人の行動管理が可能となつた。欧米では、仮釈放中の受刑者にG P S 装置を持たせて行動を管理しているという。これは権力にとっての夢物語になるかもしれないが、仮に当局が国民全員にG P S を携帯させることができれば、国民の行動管理は完全なものとなるであろう。すでに日本でも営業マンにこれを持たせて、顧客との折衝に当たらせている会社もあることを考えれば、これは決して荒唐無稽な話ではないのである。

すでに可決された個人情報保護法や、今後問題となるであろう人権擁護法案は、このような人権状況の中で出てきていることに注意しなければならない。個人情報の保護や人権擁護は本来必要な法律である。しかしこれらの法案の危険性は権力当局を規制するのではなく、市民社会を規制する性格が強い点にある。個人情報保護法について言えば、マスコミ規制の性格は薄められたとはいえ、個人情報取り扱い業者の定義が不明確で国民に不当な規制が及ぶ危険性が存在している。また人権擁護法案は権力犯罪の問題を棚に上げて、人権問題をもっぱら私人間の問題、市民社会レベルの問題に矮小化しているだけでなく、人権擁護の名によつてマスコミ機関を規制する危険性を内包している。またこれらの法律と並んで、メディア規制だけでなく特定の道徳観や価値観を社会に押ししつける点で、非常に危険な法案であることも指摘しておかねばならない。

以上述べてきたように、最近の政府の特徴は社会権的基本権を空洞化させながら、そのことによって生じる社会の不安定化を、個人の行動管理を強化することによって乗り切ろうとする点にある。この傾向は福祉国家から新たな警察国家への転化と呼ぶことができるかもしれない」と述べる。⁽³⁷⁾

碓井は、体制側の戦略のゆきづまりあるいは失敗を開拓する方策として「外面的行動管理」を前面にだしてきたと主張しており、注目すべき見解である。

第二は、桂 敬一であり、次のように述べる。すなわち「人権とはなにか。悪党・暴漢などが善良な弱者や正直者を酷い目に会わせている。そこに水戸黄門が登場、印籠をみせて悪者を震いあがらせ、善良な人たちを助けてやる。これが人権救済ということになるのだろうか。政府の人権擁護法案の思想はまるでこのようなものだ。政府がその強大な力を振るつて、差別・いじめ・虐待を受けている弱者を助けてやる、という仕組みをつくろうとするものだからだ。だが、それは、名君が良民を助ける、というような話であつて、近代の民主主義の歩みの中で発展が追求されたきた、市民的人権こそが生かされるという話とは、まったく次元を異にするものだ。

民主国家の憲法は例外なく、基本的人権として、個人の尊厳、幸福追求の権利、市民的平等、思想・信教・結社・表現・言論・出版・学問の自由、勤労者としての団結権、生存権、などの自由・権利を認めていた。それらは元来、個人に備わるものとして認められているのであって、国がその権限のもとに国民にもつことを許すというようなものではない。市民はこれらの自由と権利のより大きな実現を、自分の不斷の努力によって追求していくのであり、国は市民のこののような自由・権利拡大の行動を、それが公共の福祉に反しない限り、妨げてはならず、むしろ適切な法的措置を講じて、そうした努力を最大限尊重していかねばならない、とされるのである。

そして、いま虚心に世界の歴史的変貌を眺めれば、みずから努力して確保すべきこれらの人権が、地球規模での経

済危機、失業、貧困、飢餓、危険な食品、農業危機、環境破壊、疾病の流行、地域や家族の崩壊、医療・福祉・教育などの公共政策の後退、などによつて脅かされている現実を、認めないわけにはいかない。これらの危機のあるものは、地球上のどの地域においても共通して生じている。あるいは地域によって異なつた生じ方をしているものもある。アフリカの子どもは飢餓に襲われているのに、アメリカの子どもはジャンクフードの過剰摂取で病的な太りすぎに悩んでいる、というようなケースもある。だが、そのどちらの生活条件の悪化も、アメリカが主導する経済のグローバリズムと自由主義を信奉する、巨大な多国籍企業の行動や、彼らを優遇する先進工業国の政策に原因があることを、世界中の市民が的確に理解し、国境を越えた協力体制のもとに、そのような企業や政府の行動を止めさせ、本来の人間らしい生活環境を取り戻そうと、動き出している。

二〇〇一年、ブラジルのポルトアレグレで開かれた W S F (World Social Forum. 世界社会フォーラム) には、これらの多様な社会的課題に取り組んでいる、世界各地の N G O (非政治機関)、N P O (非営利機関) などの市民団体に属する活動家が一万五〇〇〇人も集まつた。そして、二〇〇三年二月・第二回大会には六万人が、今年の第三回には一四万人が集まつたのだ。来年は初めて会場をアジア、インド・ムンバイに移し、第四回大会が開かれることになつてゐる。

重視すべきは、これらの市民が、昨年九月、ブッシュ大統領が国連総会演説でイラク先制攻撃の方針を明らかにして以降、急速にイラク反戦運動を発展させ、ついには、今年一月の世界を一巡する大反戦運動に結集していく、二月には七〇カ国以上、一五〇〇万人を動員する巨大な反戦集会・デモを実現したことである。その運動は、戦争が始まつてもかたちを変えて続行され、ブッシュによる戦闘終結宣言後も、泥沼化するイラク紛争の現実を世界に伝えたり、エビアン・G 8サミットや遺伝子組み換え作物などに反対する、実に多彩な活動の展開につながつてゐる。

こうした市民運動の大きな特徴としては、第一に、戦争というに値する高度な戦闘を行い得るハイテク武器体系を保有し、行使できる国はもはや世界にアメリカしかなく、その戦争によつては、テロの根絶は不可能どころか、かえつて民族や文明を異にするものたちのあいだの憎悪や対立を増幅し、テロの温床がつくれることになる、とする理解を共有するようになつてゐる点が挙げられる。第二に、彼らは、このような戦争の脅威を地球規模に及ぼし得るグローバリズムと完全に重なり合う構造をもつてゐることも理解するようになつてゐる。そして第三として、自分たちのこうした世界についての認識と理解を国際社会に広げ、戦争を抑止し、アナーキーな経済の動きに歯止めをかけ、自分たちの求める方向で全体的な人権状況の改善をかち取つていくためには、既存の主流メディア(mainstreammedia)に依存するだけでは不十分であり、自分たち自身がそれぞれ独立メディア(indymedia)を起こし、その活用によつて市民ネットワークを世界に広げ、国内外の政治動向に直接影響力を及ぼしていく必要がある、と認識するまでにもなつてゐる。実際、WSF運動の拡大、イラク反戦運動の展開では、これら市民たちのメディアが大活躍してきたのである。

残念ながら日本の現状は、いま世界に生じている、このような新しい歴史の大きな流れをみると、そこから独り取り残されているように思えてならない。日本の政治家や政府は、国際的には古い流れ、ブッシュ政権にだけ取りすがり、国内的には、『北』問題の浮上とともに、戦前型の国家統合を目指とする体質、DNA=遺伝子を急速によみがえらせてゐるだけである。マス・メディアは、国民が強力に指導性を發揮する国家に嬉々として帰属、その統合のもとで巨大な国民集団を形成することになるのなら、それをマーケットと見立てて、大部数・高視聴率の獲得を目指していかねばならなくなる。そうなれば、マス・メディアも国家の虜にされてしまう。

私たち日本の市民は、このような情勢に臨んで、真の人権擁護につながる人権の拡充に、いかにして取り組むべき

なのだろうか。市民はいまそのことの検討を迫られている」と述べる。⁽³⁸⁾

桂は、現代日本のマスコミの姿勢を憂い、国民に問いかけながら、世界に目を向けた市民による人権運動の展開を提唱しており、これまた注目すべき主張である。

私をふくめた三者の主張から分かるように、人権擁護法案をふくめたマスコミ規制三法案（個人情報保護法、青少年健全育成基本法案等）、さらには一九九〇年代後半から顕著となる一連の人権侵害立法の成立は、体制側の戦略のゆきづまりからでてきており、現代日本のマスコミの姿勢と人権伸長の担い手である市民・国民の姿勢が明確かつ緊急な課題として問われているといえよう。この課題克服には、体制側の戦略の冷静な全体分析と、日本国内に目を奪われることなく、世界のあらたな人権運動に着眼することが求められていると考える。そういう意味では、もはや、大手のマスコミに、日本の良心・表現の自由・真実への接近の担い手を委ねることができなくなっていると考えるのは早計であろうか。

2 現代「自由」にかかる問題状況

（1） 問題状況を検討する前に、現代「自由」にかかる問題状況を規定するものあるいは左右するものについて若干述べておきたい。

第一は、資本主義は現在いかなる段階にあるかという点である。間宮陽介によれば、生産の概念に関して、「物による物の生産」、「商品による商品の生産」、「貨幣による貨幣の生産」に段階的に分析し、現代の経済をみると、前二者と決定的に異なるものとして、現代を貨幣による貨幣の生産としてみる必要があるという。⁽³⁹⁾ この「貨幣による貨幣の生産」を私なりに理解すれば、「経世済民」の本旨を忘却したマネーチーム、もつといえど新自由主義というこ

とにならうか。

第二は、第一をふまえて、体制側の政策をみると、一九八〇年代初頭に始まる第一臨調路線による「民営化」の強行（国民財産の売り渡し・国民財産の強奪）、一九九〇年代初頭からの「規制緩和」万能路線、二〇〇〇年初頭から的小泉内閣による「構造改革」路線という流れが、まさに「貨幣による貨幣の生産」ということにならうか。

第三は、私なりにいうと市場万能主義の政策を強行するために、政治的には次のような動きとなつていて。すなわち「民意の反映」よりも「民意の集約」を至上とする小選挙区制導入により、政治をも「効率」の対象とし、市場万能主義に政治を奉仕させる動きとなる。この結果、民意の過半数の支持を得ることのできない政権与党の延命策となり、規制緩和・構造改革関連立法を大量生産することになる。またごく最近の動きをみれば、「二大政党」（理念と政策において大差なし）が吹聴され、マスコミもこれに追随することとなる。これら一連の「政治改革」の動きを実質的に後押ししているのが、市場万能主義を切望する大企業の寄り合いである財界というのも、これまた日本の政治の未熟さを示すというものであろう。

第四は、上述の政治・経済の動きが、アメリカ追随の軍事大国路線とつながっていることである。日米安保のガイドラインに始まり、周辺事態法、有事法制の制定、アフガン沖・イラクへの派兵、憲法九条の改正・教育基本法の復古主義的改正の動きなどが、軍事大国化の道を、それもアメリカのためだけの戦争に参戦する道を歩み始めている。この軍事優先路線は、新自由主義＝市場万能主義と無縁ではない。すなわち、世界においても一つの国民経済においても地域・学校においても、「こく一部の勝ち組「富者」」を擁護し、大多数の負け組「貧者」」を切り捨てるという体制戦略を過剰防衛するために、体制側は軍事大国化は不可欠なものととらえているからである。

第五は、このような政治・経済・軍事の流れのなかで、人権にかかる立法がどれだけ数多く制定されたかを見て

おく必要がある。

例えば、評価も分かれ内心の自由をおかす君が代・日の丸法（国歌国旗法）、盗聴法という通信の秘密をおかす法、住民基本台帳法改正と住基ネットの強行導入による個人情報の侵害、軍事行動のために国民の人権を制約・否定する国民保護法制、全く個人情報を保護しない個人情報保護法、差別を利用した言論・表現弾圧の意味あいをもつ人権擁護法案⁽⁴⁰⁾、青少年の健全育成の名のもとに表現の自由を規制する青少年健全育成基本法案・青少年有害環境自主規制法案などがある。これらの人権関連立法や法案は、上述の政治・経済・軍事の大きな動きや流れと無縁でなく、むしろ体制戦略を強行するための「基盤整備」ともいえるものである。

少々粗雑な論述とのそしりを免れないが、そうであったとしても、上述五つの事柄は、現代「自由」にかかる問題状況を理解する上での不可欠なものであり、また問題状況の規定条件ではないかと考える。これらの不可欠な規定条件を見過する論調、体制戦略に呼応する反人権の論調、国民内部の矛盾を過大視する論調が近年多くみられるだけに、あえて上述の五つの規定条件については、あらためて、現代「自由」の問題状況の認識において不可欠であることを強調しておきたい。

(2) 上述のような現代の「自由」を規定する条件下にあって、「自由」の担い手は一体誰かという疑問が湧いてくる。

近代市民社会が成立した時期においては、絶対君主や独裁者という絶対権力の横暴に対し、市民という個人が、精神・身体・財産という価値を権力からの自由という形で擁護する消極的な「自由」が課題であったかもしれない。しかし現代においては、人類の永年の闘いにより、単に権力からの自由という消極的なものでなく、権力を民主的にコントロールする積極的なものとして、「自由」をとらえることが一般的な理解として定まっている。このよう

な観点からみると、「自由」は、個人の幸福追求権の不可欠の前提であると同時に、権力を市民・国民により統制するという重要な意味をもあわせもつていて。この観点から、「知る権利」「情報公開」「内部告発者保護」などという民主主義実質化の諸権利も定着してきているといえよう。

「このような積極的な「自由」をもかね備えた現代の「自由」の担い手は一体誰が担うのであろうか。この点についてそれぞれの担い手に関して若干の検討をしておきたい。

第一は、最初に、主要という意味でなく、現代日本において私たちが好むと好まざるにかかわらず、あらゆる情報をたれ流している担い手としての報道・マスコミについてみてみよう。

桂 敬一は、個人情報保護・人権擁護の法案にかかわって次のように述べる。

すなわち「一九九九年、政府による個人情報保護・人権擁護の両法案づくりの検討が開始され、翌年は自民党によって青少年有害環境対策基本法案（議員立法）づくりが進められるにおよび、いわゆる報道被害、あるいはセンセーショナリズムによつて、市民のメディア不信を深めつづけたマス・メディアは、政府権力からの規制強化にも直面、両者からの挾撃に会う状況に陥つた。メディア界はその後、約四年、これら三法案を『メディア規制三点セット』とともに、括してこれに反対する運動を繰り広げてきたが、そのうちの一、個人情報保護法が二〇〇三年通常国会で成立、激しい反対運動は事実上、大きな山の一つを越す事態を迎えた（人権擁護法案は継続審議）。

個人情報保護法案に反対する運動は、多くのフリーのジャーナリスト・ライターや、城山三郎氏など作家のあいだにも広がり、これらの人びとの熱心な取り組みによって、一般の人びとが表現の自由やプライバシー権を真剣に考える機会をつくり出した。また、この法案の実現が、政府による住民基本台帳ネットワーク、いわゆる国民総背番号制の早期実現を意図する政策枠組みのなかで推進されてきたため、これに反対する市民や自治体関係者の関心も高まり、

個人情報保護法案反対運動は日本の市民的社會運動としては異例の盛り上がりを見せ、政府原案を大きく修正させる成果ももたらした。

ところが、最終段階で新聞を中心とするメディア企業は、政府が『報道』を厳しい義務規定の適用から除外する特例措置を明記する修正を法案に施したため、反対運動をほとんど終息してしまい、運動を続行しようとする多くの反対者が裏切られた感じを抱く結果となつた。しかも、『報道』にとってなにも心配が残らないのならまだしも、現実には、『不特定多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること』を『報道』とする定義が、政府によつて法文中に書き込まれたので、法の執行者によるこの定義の解釈いかんで、報道によつては罰則付きの義務規定を免れることができなくなるおそれが生じることになつたのである。すなわち、実際の報道活動では一般に、『客観的事実』が、未確認情報をもとにした消息や推定、さらには取材者の批判的視点も加味され、報じられることが多いのだが、それらは、『事實として知らせること』ではないと断じられたら、『報道』から除外され、義務規定違反の行為とみなされることになつてしまふからである。

しかし、大メディアはこれに敢えて反対は唱えなかつた。昨年五月、読売新聞は突如紙上に個人情報保護・人権擁護二法案の修正提案を公表、報道機関を規制対象から外して迅速に両法案を成立させるべきだ、とする『提言報道』を行つた。当時、このような動きを反対運動の内部から起こすことは、裏切り以外のなにものでもなかつた。そして、二〇〇三年通常国会にかけられた政府修正案は、読売修正案よりもよほど進んだ改善点を含むものとされたのだった。それはひとえに、強力な反対運動を繰り広げた、フリーのジャーナリスト・作家たちの努力に負うものだつたといつてよい。

こうした情勢の推移のなかで、大メディアは、メディア規制に対する厳しい警戒の姿勢を緩めてしまつただけでは

ない。五月には朝日を筆頭に、与野党合意に基づく有事法制案の国会成立をリードし、より大きなメディア規制の枠組みの中に、みずから入つていく道に歩を進めたのである。『武力攻撃事態』という、いわば非常時の到来を政府が認定したら、法の規定する「指定公共機関」としてメディアの多くが、政府の情報伝達に従うだけの機関とされることになるおそれがあるのである。なぜメディアはそのような状況に、みずからはまり込むことになってしまったのか」と述べる。⁽⁴⁾

桂は、この主張の主題として、「規制の包囲と自己規制の悪循環に陥るメディア」と断じているが、私も同意するところである。「またきた道」という事大主義的な言い方はしたくないが、とりわけビッグメディアというマスコミ機関は、近年批判的精神を失い、政治報道・警察報道の「ブラサガリ」と大企業の寄り合いである財界の「クチウツヅ」に終始し、マスコミ機関本来の使命である自らの取材による真実の報道という役割を放棄しているように思えてならない。

つぎに、日本のメディアについて不思議といぶかる外国人記者は次のように述べている。

すなわち「たとえ後追いでもきちんと体制批判をやっている、それでも文句があるのか、と言われるかもしれない。だが、それだけでは国民の利益を守れない。

『日本では、報道機関の監視機能と、『警備』機能を分けて考えねばならない』と言うのは、日本のテレビ報道に詳しいカリフオルニア大学サンディエゴ校のエリス・クラウス教授。『番犬の役目は、泥棒が侵入する前に気づいて家人に危険を知らせること。一方で『警備』犬は、泥棒が入ってきてから目を覚まし、追い出す役だ』。

そんな『警備』犬が眠っているせいで、警報を鳴らす厄介な役回りはマスコミの外にいる人間に回つてくる。5月、フリージャーナリストの橋田信介と小川功太郎がバグダッドに向かう途中で殺害されたとき、ジャステイン・マツカ

リーはそれを嫌というほど思い知らされた。

英ガーディアン紙の東京特派員であるマッカリーは、怒りに満ちた記事を書いた。世界は日本のジャーナリズムの『最も勇敢な面と最も臆病な面』を目の当たりにしたと言いついた。

臆病な面とは、来日まもない拉致被害者の子供たちがどんなものを食べ、どんな買い物をしたかを逐一報じる画一的な姿勢。勇敢な面は、橋田や小川らイラクに入ったひと握りの日本人フリージャーナリストが、有力メディアがほとんど扱わない重要な出来事を命がけで取材していた事実だ。

サマワに派遣された自衛隊の報道をみても、日本のジャーナリズムの欠点がよくわかる。

出だしは好調で、メディアは防衛庁の取材自粛の要請を毅然としてはねつけた。ところが、すぐにいつものようにスクラムを組み、自衛隊の車両の後を車でぞろぞろと追いかけはじめた。

だが、それも4月に民間人の人質事件が起きるまでのことで、政府の勧告に従つて、報道陣はサマワを完全撤退。政府のチャーター機でクウェートに出国した記者もいた。自衛隊の海外派兵は歴史的な事件なのに、今やその活動を伝えるのは少数のフリージャーナリストや小さな通信社しかない。

『橋田のような人々が空白部分を埋めていた』と、マッカリーは言う。『重大なニュースなのに、ほとんど伝わってこない。私たちも市内で不穏な動きがあるかどうかを知るのに、（オランダ軍に同行している）オランダ人記者の提供する情報に頼っていた』⁽¹²⁾と指摘する。

この特集は「おかしいぞ、日本のマスコミ」と題して、「一般読者よりも体制側のご機嫌が大事。首相の記者会見ではあらかじめ質問が決められ、重要だが危険な取材はフリージャーナリスト任せ。日本のマスコミはどこかおかしい。『民主主義の番人』という役割を忘れたなれ合いジャーナリズムに、未来はあるのか」と、同じジャーナリスト

としての懸念を表明している⁽¹³⁾。私たちは、日本国内の動きのみに目を奪わがちであるが、外から日本をみると相当おかしいかつ危険な状況にあることに注意をはらう必要がある。ただ、身分不安定で汗をかく社外・下請のスタッフ、フリージャーナリスト、現場の記者の努力を全く否定するものではなく、むしろ評価していることについては外国人記者もみとめているところであり、彼らに期待するところは大である。

現代の「自由」のひとつの扱い手であるビッグメディアの現況は、必ずしも満足すべき状況にはないが、またむしろ信頼すら失せる状況にあるが、そうであってもマスコミは市民・国民が育っていくという姿勢だけは失いたくないものである。

(3) (1) の規定条件と(2) のビッグメディアの状況をふまえて、市民・国民は現代の「自由」をどうとらえ、どのように発展させていけばよいのであろうか。この点に関して若干の点を指摘しておきたい。

第一は、外国人記者のいうように、日本のマスコミが体制に屈服し民主主義の番人としての役割を放棄している点について、なぜそのようになつたのかの分析も必要であろうし、上述したように講読料や受信料を支払つて情報をうけとる市民・国民側の権利の行使も必要となつてくるであろう。もちろん権利の行使とは、眞実にアクセスする権利であり、読者・視聴者の批判姿勢を高めていくことも必要となろう。ただ、ここでも日本のマスコミの影の部分について是非指摘しておかなければならぬことがある。それは、日本のマスコミにひそむ三つのタブーである。三つとは、菊（皇室報道）、鶴（創価学会報道）、荊棘（解同報道）への自主規制・沈黙というタブーである。菊は戦後一貫したものであり、後者二つは一九七〇年代以降顕著となつたものである。これらのタブーをかかえ、かつ現在では体制への屈服というタブーが追加されると、日本のマスコミは未来がないように見えてくる。⁽¹⁴⁾しかし、これらのタブーには、合理性・正当性・妥当性など一切なく、市民・国民側の不斷の努力によつてうち破つていくほかなかろう。こ

の努力が日本のマスコミの姿勢を正す唯一の途であろう。

第二は、市民・国民側がいかに現代の到達点である積極的「自由」をまもり発展させていくかという点である。

まずは、権利主体である市民・国民は、第一とも関連することであるが、次の事実を確認しておく必要がある。

それは、表現の自由あるいは知る権利の重要でかつひとつの手段であるマスメディアの現状を客観的に認識する」とある。その現状とは、①比較的「眞実」を報道しようとするとまた地道な取材の下に報道しようとする小さなメディアが採算が成り立たず出版・販路からしめだされていること、②情報産業においてマスメディアが肥大化しそうで、いわゆる「もうかる」産業・企業の広告料に依存し、財界の意向にそなへ報道に流れ、報道倫理を投げ捨てていること（例えばビッグバンクと連携を強めるノンバンク『消費者金融』の宣伝報道）③マーチャルを自肅できないこと）。③外国人記者も指摘するように、「プラサガリ」報道が常態化し、自らの足でかせぐ記者魂すら失つてしまい、権力側の情報のみに依存し批判的精神のカケラすらなくなりつつあることなどにみられることがある。⁽⁴⁵⁾このように指摘しようと全くマスメディアには信頼がおけないことになつてしまふが、残されたマスメディアに対する知る権利の行使として、講読料・受信料の支払いを通したマスメディアへの大多数の規制力を強化することである。少々極端な表現であるが、料金を支払つて受け取る価値のある情報は非常に少なくなつていると考えるのは私ひとりであろうか（ITが発展し、テレビ・新聞・雑誌の選択肢が拡大したようにみえるが、大量に流される情報の質はあまりにも低下の度合いが早くかつ粗雑なものばかりである）。

つぎに、このような報道・マスコミ界の現状あるいは公権力の無責任かつ情報かくしの状況に対し、私たちは何ができるのであろうか。私自身あまりにも速い状況の変化に日々困惑するばかりであるが、日本の将来のあり方にかかるわっている以上、何も考えないわけにいかない。そこでここでは、私たちの表現の自由と知る権利を死に体にせず、

拡大していく方策として、ひとつだけ提起しておく。

それは、市民・国民の側のメディア手段をもつことである。このメディアは、全国版でも地域版でもよく、自らが出资し自らのメディアをもつことを提起したい。このような例として韓国のハンギョレ新聞の存在に注目しておきた。さらには、IT技術の発展により、市民・国民の側がテーマ・問題ごとに情報ネットワークをもつことが可能な時代に入っていることに着眼し、立場や考えの枠をこえて情報ネットワークづくりを行っていくことも私たちの課題として提起されている。

このような自らのメディア手段を手に入れ構築していくことが真実に接近できる数少ない方法であろうと考える。

ここでは「自由」にかかる問題情況について、表現の自由に限定して述べてきたが、「自由」にかかるては、ほかの課題があることを承知しているが、本稿の趣旨にそつて、あえて表現の自由に限定したことを断つておきたい。

3 現代「自由」にかかる議論状況

現代「自由」にかかる議論状況をみるにあたって、まず最初に断つておかねばならないことがある。法律学においても、「自由」の問題状況を視野に入れた議論はそれなりに行われていることについては十分理解しているつもりであるが、あえてそのことにふれず、むしろ法律学以外の分野で行われている議論をみるとしたいと考える。これには二つの理由がある。ひとつは、私自身は憲法学を中心として行われている現代人権論に対して何がしかの発言をする能力をもちあわせていないことである。もうひとつは、本稿の立論趣旨が人権擁護法案をふくめた人権侵害・制約立法や法案が現代日本人権にいかなる作用を及ぼしているかにある以上、むしろ法律学というある意味で限定

された範囲でみない方がよからうという考えに基づいている。このような少々異質かつオーソドックスでないアプローチも、現下の急転する状況にあたっては、許されるのではなかろうかと考える。

そこでここでは、私が最近垣間見た現代「自由」にかかる論調をいくつか紹介することによって、責を果たそうと思う。

（1）ある特集

新聞報道ではめずらしく、「過剰な自由を問う」と題して、この数年間の注目されると思われる論調を紹介している。⁽⁴⁶⁾ここで紹介される論調は、法律学者のものではなく、社会学者等によるものである。この特集にとりあげられている各論調の評価については私自身現段階においてもちあわせていない。ただここに紹介されている各論調は、法律学の枠にとらわれないという意味で（あくまで善意に解するとすればという意味で）、現代の「自由」に何がしかの問題を提起していることは確かであろう。この特集は数点の論調を紹介して、次のように結んでいる。すなわち「現代社会は自由であるがゆえの困難に突き当たっている」という点で、大半の研究者は一致している。その困難はどうすれば乗り越えていけるのか。今後の課題だろう⁽⁴⁷⁾』としている。

果たしてこの結びのいうように、各論者が「現代社会は自由であるがゆえ」という点において一致しているか否かははなはだ疑問であるが、法律学では予想しえなかつた問題が「自由」に対する「困難」として発生していることは確かであろう。ただここで紹介される論者の「自由」の対象領域は、いわば私的領域に属する「自由」の問題であり、法律学があまり注目してこなかった領域でもあり、それなりに注目すべき問題提起を行つている。そういう評価を考えるとしても、社会学者等の視野の制約もあるが、現代の「自由」の歴史的確立経緯からすれば、「自由」は対國家・公権力との関係において最も重要かつ不可欠なものであるという視点を欠落すべきではなかろう。このような注

目すべきものと、制約をあわせもつ各論者の論調の背景にある事例として挙げているものは、若者のフリーター化、環境問題、情報技術、市場、監視カメラ、喫煙、家庭内暴力、ストーカー、ゆとり教育（自由・自己決定の主体にかかわって）などである。いずれにしても、権利・人権の体系は諸人民の不斷の努力によつて拡充していくものであり、上述の具体的な事象に対する解決策を「自由」や「権利」の視点から深めていくことについては全くの異論のないところである。さらにここで主に提起されている「私的領域」＝私人間にかかる諸問題についての法律学からの検証と解決策の提示が求められていることは確かである。

ここに紹介される各論調のうちで、立石真也『自由の平等』は、他の論者と異なり、「新しい社会的再分配のシステム」を提起しており注目される。その理由は、障害者介護の体験から出発しつつ、「富者はより富裕に、貧者はより貧困に」という新自由主義に対するアンチテーゼを正面から提起しているからである。⁽⁴⁸⁾

（2）齊藤貴男

齊藤は新聞記者であるが、近年、平和・平等・抵抗などに関する著作を次々と発表し、現代「自由」にかかる諸問題を提起している。そのなかでも私が注目したのは、同『安心のファシズム』である。⁽⁴⁹⁾

齊藤は、題材として、イラク人質事件、自動改札機・携帯電話、「自由からの逃走」（自民党憲法調査会）、監視力メラ、社会ダーウィニズムなどをとり上げる。これらのテーマがいかに人々を不安に陥れ、結果としてファシズムを招来していくかを鋭い感覚で論述している。

齊藤はこれらのテーマを検証して、次のようにいう。
すなわち「ファシズムはそよ風とともにやつてくる。

これまた珍しくもない常套句だが、かつ、忘れてはならない警句である。独裁者の強権政治だけでファシズムは

成立しない。自由の放擲と隸従を求める民衆の心性ゆえに、それは命脈を保つのだ。不安や怯え、恐怖・贖罪意識その他諸々一大部分は巧みに誘導された結果だが、より強大な権力と巨大テクノロジーと利便性に支配される安心を欲し、これ以上のファシズムを招けば、私たちはやがて、確実に裏切られよう」と述べる。⁽⁵⁰⁾

斎藤の提起する「しのびよるファシズム」という現代日本の現状分析に対して、あまりにも過剰反応であり、これだけ情報化が進展しているなかで、あり得ないことという反論も当然にありえよう。このような主張に何らの反論をするつもりはない。ただ、その情報化による情報の氾濫や生活上のみせかせの利便性のなかに、すでに「ひとつの方に向」に向かわざるをえない「日常生活の不安と追従」があることに、私たちは注意を喚起する必要があるのであるのではないかろうか。

以上が斎藤の論調とそれに対する私の肯定的評価であるが、同書のなかにひとつだけ同意できないところがある。それは、イラク人質事件へのバッシングにかかわって、「『癒し』としての差別」の箇所である。ジャーナリストとしての斎藤に過去何があつたか知るよしもないが、部落問題にかかわる箇所だけが、全体の基調とは異なり、斎藤自身が思考停止の論述を行つてゐるようのみうけられる。斎藤は次のようにいふ。すなわち、「部落差別や朝鮮人差別だけではない。今回の人質バッシングもまた、こうした浅ましい心理のメカニズムが原動力である点で共通してゐる。自分自身の不満を、それこそ自己責任で解決できない人々による、結局のところは鬱憤晴らしでしかないものである」と述べる。⁽⁵¹⁾

この斎藤の認識については、一般論としては同意できる場合もあるが、次の点において問題がある。ひとつは、人質へのバッシングと部落差別を同一レベルでとらえるという思考停止的な認識である。もうひとつは、解放同盟という社会団体への認識である。同団体は、過去三〇年にわたり、同和行政を通して利権団体になり下がり、かつ教育・

行政・社会団体・個人に対する暴力的糾弾により有無をいわせず屈服させるという反民主主義・反人権的団体であり、マスコミ界においては「解同タブー」を作った元凶である。その解同にたいしてリアリティのないバーチャルな情報でどのような文言を発せられようと、それは解同自身の長年にわたる所業を主要な要因とするものであつて、決して人質バッシングのような体制戦略に服従しない善良な人々への悪罵と決して同列に扱うべきではなかろう（なお、齊藤の論述に上述のような弱点があつたとしても、同書の全体としての価値を損ねるものでないことを断つておく）。

あえて、齊藤への異論をはさんだのは、本稿の趣旨からして、偏狭な「差別」概念が日本の民主主義・人権・自由さえも危うくすることに危惧を抱くからである。

（3）八木秀次

八木は、憲法学・思想史を専攻する研究者であるが、八木が著したものの中でも、ここでは、『反『人権』宣言』に注目しておきたい。⁽⁵²⁾

八木を扱う前提として次のことを最初に断つておきたい。すなわち、八木は、法律学とりわけ憲法学を専攻しながら、また戦後五〇年以上にわたり日本の国家・社会の基本ルールとして日本国憲法が根付いているにもかかわらず、さらに日本国憲法が人類の財産ともいえる人類の英知の結晶であるにもかかわらず、極めて根拠のない偏狭な保守主義に立つて、憲法をみ、民主主義をみ、自由・人権をみている点において、同書は學問的に検討する価値のないものといえる。しかしあえてここでとりあげるのは、昨今急速に高まっているようにみえる憲法改正論（改正を至上の目的とし国民の声からかけはなれた現行憲法否定論）と基調において、軌を一にしていると考えるからである。

八木は、「現代日本人権情況」の題材として、子どもの非行・犯罪、夫婦別姓論（「家」制度の護持）、「男女共同参画」、ジェンダー・フリー、外注化される家児・育児などをとり挙げる。

これらの法現象を否定的にまた意図的に曲解してあるいは逆手にとつて、人権あるいは『自由』を否定する視点として次のようにいう。すなわち、『人権』という言葉が示しているのは、いかなる共同体にも属さず、歴史も文化も持たない、また宗教も持たない、全くのアトム（原子）としての個人という人間観、人間像なのである。あえて『人間』の権利と表現するのはそのためである。

その意味では『生きとし生けるものに対する深い慈愛』という日本的な『人権』理解は、まったくもつて『麗しい誤解』と言うほかない。もちろん私は『生きとし生けるものに対する深い慈愛』と言う意味で使われているような日本的な『人権』観まで否定するつもりはない。私がこれから明らかにしたいのは『人権』という概念のイデオロギー性についてである」という。⁽⁵³⁾

八木は上述の視点から、結論として次のように述べる。以下二つの箇所を引用しておく。

ひとつは、「人権」という言葉に惑わされることなく、それぞれの主張の妥当性を歴史や伝統に根差した知恵、我々の社会の道徳や倫理・共同体における相互の人間関係、これらを総合したものという意味での『国民の常識』に照らし合わせて個々具体的に判断すればよいのである」という主張である。⁽⁵⁴⁾

もうひとつは、「特に『子どもの人権』に振り回され、学校の秩序さえ確保することのできなくなつた教育現場、凶悪な犯罪を起こしながらも『少年の人権』の名の下にあまりにも寛容に処遇され、それをよいことに狼藉を働く少年たち、そしてそれを援護する『人権派』の大人たち、『女性の人権』を振り回して公然と家族の解体を唱え、母性を否定するフェミニストたち、これらに対する違和感はどこからくるのか、それを確かめたいというのが執筆の動機だつた。その意味では、本書は私自身の『人権』に対する違和感の確認作業の成果である。

また、具体的な場面で、『人権』違和感を覚えながらも、言語化できず、有効な対抗の論理も持ち合わせてないた

めに、『人権』を持ち出されるとただただそれに怯え、ひれ伏してしまいかねない多くの人たちに、『人権』の素姓を明らかにすることで『人権』への対抗の論理を提供することにあつた」という主張である。⁽⁵⁵⁾

八木の論調にする私なりの見解を以下三点にわたって述べておく。

まず第一は、「人権」という概念が抽象的で無機質な「人間」を想定しているという点である。いかなる法分野においても、その法分野の基本・基礎概念が抽象的なものであることは自明の理である。この点を理解しない八木は、法律学そのものの理解が全くないとしかいよいよがない。八木としては「人権」に日本的な歴史的伝統を加味したいのであろうが、各国の憲法や国際人権宣言・人権関連諸条約も「人権」＝「人間の権利」という抽象的な基本概念を出发点としている点を全く無視したいというのであろうか。

第二は、八木は、日本の古来からある「国民の常識」から「人権」をみればよいとするが、いきつくところは、封建社会、半封建社会への回帰をめざしているということになる。八木は、中国のように政治と経済を分離し、政体は半封建的なもの、国民経済は資本主義というように分離できると本気で考えているのであろうか。さらに、私たちの国家・社会は、近代法・近代社会の原理である、平等な人格の間で物が自由に取引されるという原理とその修正原理で成立していることを否定するつもりであろうか。

第三は、子どもの非行・犯罪も、女性の平等要求も、日本の伝統を破壊し、すべて憲法に定める自由と権利にその要因があるとする点である。まず子どもの非行・犯罪の要因であるとする過剰な自由と家の解体が、果たして真の要因であろうか。教育が成立しないこと、子どもが「アレル」ことは、詳論を要しないが、すべて体制側の政策と法の結果ではないか。家庭を破壊し、子どもが「アレル」ことは、政権与党が進める、「二極化」（貧富格差拡大）と「選別教育」（一%のエリートと九九%のアナザーズ）にあるのではないか。それを家父長制（「家」制度）に戻したら問

題が解決するというのか。つぎに、女性の平等要求を否定し、女性を「人間外の人間」（旧民法・旧刑法の規定をみよ）に再び陥れるつもりなのか。

以上三点の見解を示したがさらにいえば、八木は、「国民の常識」が日本の歴史的伝統にありとするが、それはあまりにも時代錯誤の主張であることを付言しておきたい。ただこのようなあまりにも「非常識」な主張が許されるあるいは許す風潮が一部に存在するが故に、あえて八木の論調をとりあげ批判した次第である。

「自由」かかる議論状況として、ある特集・齊藤貴男・八木秀次の三つをとりあげたが、これらのみで、現代の「自由」にかかる議論状況を総体的に検証できたとは到底考えていない。もちろん私の能力上の制約に要因があるが、現時点において、議論状況について比較的その特徴を示すものと考えて、紹介・検討したものである。ここであらためて感ずることは、現代の「自由」にかかわっては、対国家権力という視点および戦前と戦後の体制選択（価値選択）⁽⁵⁶⁾という視点の importance である。

4 現代自由権の課題

現代自由権について、あまりにも粗雑な論述に終始したことは、私の能力の制約からであり、この作業を通じて私なりに見いだした課題への追求を継続することによって、責を果たしていきたいと考えている。

このような無謀な試みにあえてとりくまざるをえなかつたのは、人権擁護法案がでてくる経緯をフォローするなかで、自らの専門外の分野についても発言せざるをえなかつたという事情によつている。とくに、人権擁護法案のもとなつてゐる人権擁護推進審議会第二号答申から法案作成に至る過程において、同審議会には何名かの「有名」な法

律学者が協力した事実は目立っているが、同答申や法案に対する法律家の取り組みが極めて弱かつたことに一定の危惧を抱いている。そのようななかにあって、私如きの浅学非才の者が発言を続けていかざるを得ないことに、私自身何らの不安も孤独感も感じることはないことをささやかながら述べておきたい。

このような複雑な状況で取り組んだこの作業においては、少なくとも次のことが明らかにできたのではなかろうかと考える。

第一は、人権擁護法案が同和問題DNAをかかえながら、報道・マスコミ規制のひとつの法案として登場してきたことは、現代の基本的人権および現代の自由を鏡に映す役割を果たしていることである。ただこの法案の動向のなかで、体制側の戦略、すなわち体制側が自らの戦略を押し進めるために市民・国民の「声」があがることを最も恐れ、用意周到に人権を侵害・否定する戦略を進めていることが判明したことは、最大の成果ともいえる。

第二は、現代の「自由」にかかる問題状況としては、ビッグメディアへの規制とその萎縮、さらには市民・国民の側の「無警戒」と生活苦に追われた「無関心」ばかりが目立つたことである。この状況を作りだしているのは、上述した五つの規定条件にあることはほぼ明らかとなっているが、そのことが必ずしも市民・国民のなかに自らの生活を左右するものとしてうけとめられていないのではないかという率直な感想をもつことは私の思い上がりであろうか。この「困難」な状況のなかで、表現の自由の担い手が、巨大マスメディアではなく、市民・国民の側に移らざるをえないのではないかという率直な問題を提起したつもりである。

第三は、現代の「自由」にかかる議論状況については、学問的には相当問題のあるアプローチであることは自覚しているつもりであるが、そうであっても、私の役割としては、あえて現代日本にある議論の特徴を抽出することにあると考え、三つの論調を紹介したわけである。これらの議論の検討のなかで、①現代の「自由」を、みせかけの「過

「剰な自由」という現象にとらわれず、対権力との関係あるいは私的領域双方にわたって、危機を自覚する論調があらわれていること、また②全く歴史を逆行させる「反人権」の論調が公然とあらわれていること（学問的に検討の価値のないものであっても、その影響力や憲法改正論へのサポーターとしての役割は決して無視できないものである）、さらに③この二つの間で社会学者等が「私的領域」にあらわれる「不自由」という課題について取り組みを行っていることが、明らかになつたと考える。

この議論状況の行先は、市民・国民の「不斷」の努力と、見せかけあるいは対面的な狭い範囲での「不安」、「不自由」にとらわれることなく（もちろんこれら的重要性を否定するものではないが）その背景にあるもの、それを作りだしているものへの洞察のひろがりにかかっているといえよう。

この三つの検証は未だ未熟なものであつて、今後一層の作業を必要をしていることはいうまでもない。

これらの作業をふまえて、現在法律学において行われている現代自由権にかかる議論状況についても検討しなければならないことは充分承知しているところである。⁽⁵⁷⁾ ただ、私が論述した三つの点について何らかの寄与ができると願つてゐる。もつといえど、「現代の自由」が法律学の占有物とは考へないが、戦後長年にわたつて日本国憲法の基本的価値を検証してきた学問的財産は相当な量と質に上ることは何人も否定することができない以上、これらの財産をより拡充していくためにも、現在提起されている現代の「自由」に法律学が前向きに取り組んでいくことを願うほかない。その際、日本国憲法の定める自由権とその発展内容を制約・否認する勢力・論調が、論理を無視しつみあげてきた法理論をも否定する極めて野蛮な方法論で攻勢をかけてくることは現下にあらわれているところであり、日本国憲法の歴史的価値と現代的価値を基軸に反撃していく以外に残された途はないものと考える。

(35) 法務省『人権擁護法案関係資料』二六頁以下、二八頁以下。

(36) 拙稿「人権擁護法案のねらっているもの」人権と部落問題二〇〇三年九月号（七〇七号）一一一三頁。尚人権擁護法案の再提出については日本経済新聞二〇〇四年五月二八日付参照。

(37) 碓井敏正「新自由主義的社會再編と新手の国民管理」前掲人権と部落問題七〇七号二〇一二二頁。

(38) 桂 敏一「メディアは人権擁護法案反対を貫けるかー有事法制で人権軽視に追い込まれるジャーナリズム」前掲人権と部落問題七〇七号二八一三〇頁。同「つくつたつもりの状況に走らされたメディア」世界二〇〇四年一月号八一頁以下参照。

(39) 落問題七〇七号二八一三〇頁。同「つくつたつもりの状況に走らされたメディア」世界二〇〇四年一月号八一頁以下参照。間宮陽介「自由の自己運動は可能か」宮本ほか『経済危機と学問の危機』岩波書店二〇〇四年五月二一五四頁。間宮は、主題において次のように述べる。すなわち「このような個人から組織へという流れは、どうせん自由概念にも変容をもたらします。すなわち、個人の自由から組織への自由へ」という変容。今日の自由化論は個人の自由よりもむしろ、組織（企業・大学・国家—筆者注）の自由を高めようとする動きです。問題は組織の自由化が必然的に個人の自由化をもたらすかということが、私は懐疑的で、組織の自由化は逆に個人の不自由化をもたらすと考えています」と述べる（同六一頁）。さらに「組織（企業・国家）」というものを認めたうえで、対外自由の反動である対内的不自由をどう克服していくかということに大きな関心を払わなくてはならない、というのが私の主張です。もつといえど、組織内部においてデモクラシーを強化していかなければいけない。下からの声を強めていかないと、自由化の背後から不自由化が不気味な姿をして立ち現れてくる。現に、最近の日本ではそのような動きが顕著です」とも述べる（同六一頁）。

(40) 国家・公権力による個人の自由を制約・侵害する立法・法案が、一九九〇年代後半より明白押しであることは本文で述べた通りである。これらの立法・法案についてはそれぞれ批判的検討を行う論稿が数多くだされているが、ここでは割愛しておく。ただ、いわゆる「青少年健全育成関連法案」が表現の自由にいかにかかわり、どのような否定的影響を及ぼすかについては、特集「青少年保護と表現の自由—青少年法案とその周辺」法律時報二〇〇四年八月号（九四七号）がある。とくに、松井茂記・園田実・鈴木秀美・君塚正臣の各論稿参照。

(41) 前掲注(37) 桂 敏一論文二三二一四頁。

(42) 「おかしいぞ！日本のマスコミ—なれ合いジャーナリズムの深すぎる病根」 ニューズウイーク（日本版）三六一三七頁。

(43) 前掲注(42)三三三頁。

(44) 三プラス一のタブーのなかで、より明確にタブーを告発したものとして、『同和利権の真相—マスメディアが黙殺してきた、戦後史最後のタブー』別冊宝島Real二九号二〇〇一年をあげておく。

さらに、「差別」と用語が意味不明のまま一人歩きし、メディアの萎縮を招いている問題について、すでに一九九〇年代中葉において、警鐘をならすものと次のものがある。それは山中 央『差別』とメディアの自己規制』部落問題研究所一九九五年である。ここで、山中はマスメディアへの提言として、二つの原則すなわち①「差別表現」対「表現の自由」でいう「二項対立」の考え方をやめること、②「差別」事件の密室的処理をやめ、メディアは論議を公開すること、をあげている。

(45) このマスメディアの体たらくの現状に対してそのこと自体を批判するマスコミ関係者も少なくない。ここでは関連文献として次のものをあげておく。

徳山善雄『報道危機—リ・ジャーナリズム論』集英社二〇〇三年。徳山は、同書で、「漂流する放送メディア」、「萎縮する活字メディア」、「メディアの新しい潮流」、「明日のジャーナリズムのために」などのテーマについて論じている。柴田鉄治『新聞記者という仕事』集英社二〇〇三年。柴田は、同書で、「新聞の輝き」、「テレビと新聞」、「新聞の弱点」、「新聞と調査報道」、「新聞の落とし穴」、「読売・朝日の憲法対決」のテーマを論じ、「新聞復権への道」として、戦争に反対しよう・権力監視を強めよう・テレビ系列化をやめよう・特ダネを増やそう・スター記者を育てよう（まず署名記事を増やして）・常に過去の報道を検証しよう、と提起している。

とくに、アフガン・イラク戦争の報道にかかわって日本のマスコミの姿勢が問われているところである。ＮＨＫに至っては、米軍報道をうのみにし、戦争をゲームのように報道し、侵略する側からしか戦争をみない、まさに戦前の大本宮發表うけうりの如き報道に終始した。このような姿勢を批判するものとして、門奈直樹『現代の戦争報道』岩波書店二〇〇四年がある。さらにイラクの現実を忠実に伝えるものとして、酒井啓子『イラク戦争と占領』岩波書店二〇〇四年がある。これらのマスコミ批判を行うもののほかに、日本ペンクラブと早稲田大学文学部共催の「日本のジャーナリズムと言論表現の自由」というシンポジウムが開催されている（地域と人権二〇〇四年八月号二四頁以下）。

これらの日本の良心にマスコミ復権を大いに期待したいものである。

- (46) 日本経済新聞二〇〇四年五月一日付。ここで紹介されている論調のいくつかをあげておく。東浩紀・大澤真幸『自由を考える一九・一一以降の現代思想』日本放送出版協会二〇〇三年、「自由と暴走」談第七〇号、立石真也『自由の平等』岩波書店二〇〇四年などである。

(47) 前掲注(46)。

(48) 立石の論調について正当に評価する能力をもちあわせていないが、自らの専門にかかる箇所で、私の関心をそそる部分を引用しておく。立石は、次のようにいう。すなわち、「この社会は生産・消費の総量を増加させることによって雇用を確保しようとしてきた。しかし、この社会にあってこの方法はよい方法でない。生産物が全体として不足しているのではない。社会において、失業があることは、その水準の暮らしのためにすべての人が働かなくてよい状態にある」ということであり、それは基本的にはまったく喜ばしい状態である。そこで、労働市場自体はそのままにして対応を別に行うという答えが二つある。つまり失業者には所得保障で対応する。もう一つ、労働の分割・分配がある。前者を肯定するその前提となる分配派の立場に立つなら後者もまた肯定され、その上で右記した理由から政策としてそれを行いう正當性が得られる」(前掲注(46)立石・二三二一四頁)といふ。

この部分は、立石によれば「本で述べないこと」とらしいが、引用部分から私なりに理解すれば、次のことになる。資本主義社会は、生産物(あるいは成果)に対する所有権の絶対性によって成り立っているが、そこに形式的な自由・平等を原理として競争を続けていけば、経済格差が生ずるのは当然である。このことの虚偽性から脱却して、実質的自由・平等を実現しようとすれば、「正当かつ公平な分配」(能力)にかかるわらず)によつて、その実現をはかる必要があるといふことであろう。このことを基本にして、現代世界・日本に発生している諸問題の解決をしよう試みているといえよう。

- (49) 斎藤貴男『安心のファシズム』岩波書店二〇〇四年。
- (50) 前掲注(49)二三二一三三二一四頁。斎藤は、『安心のファシズム』を著す一方で、同『非国民』のすすめ筑摩書房二〇〇四年をも著している。斎藤は、同書において、「なぜこんな国になってしまったのか」、「あなたは監視されている」、「あなたも参加している戦時国家ニッポン」、「あなたも差別されている」、「権力のプロパガンダに堕したマスメディア」、「ジャ

ナリストとして譲れぬこと」というテーマを論じ、ある意味で現代の「自由」に関する中核課題に迫ろうとしているといえよう。そして齊藤はかくいう。「他者を支配することのエクスターに酔い痴れた連中に手前勝手な“愛国心”とやらを強要されて怒りもせず、沈黙を続ける私たちもまた、いつしか狂い始めていることを自覚しなければならない。せめて一人ひとりが彼らの望む理想の国民像とは、最も遠い『非国民』となつて立ち止まり、じつくりと考え、行動して、一日も早く、今度こそ本当に、平和と平等を追求する社会をめざそうではないか」と。

尚、齊藤の論調とともにかわって、法律学では、「特集『監視社会と市民的自由』」法律時報二〇〇三年一月号（九三九号）がある。

さらに、市民・国民が声をあげない現状を憂う論論として、田勢康弘「無気力生む『非政治化』現象」日本経済新聞二〇〇四年一月一九日付がある。田勢は次のことを指摘する。すなわち「冷戦構造の崩壊は、わが国の政治状況をも大きく変えた。加えて九・一一テロと、北朝鮮のミサイル発射、不審船、拉致問題で安全保障に対する考え方も驚くほど変わった。憲法改正も指呼の間である。にもかかわらず、人々はあまりモノを言わない。専門家や評論家の甲論乙駁（おつばく）を横で眺めながら、まぜ、下を向いてしまうのか。力なく笑う前に、みながモノを言う社会にしよう。政治が悪い、マスクが悪い、といつているだけでは、何も生まれない。無気力な社会では相変わらず国際社会から『謎の国』と後ろ指さされるだけだ」という。

前掲注（49）二八頁。

八木秀次『反『人権』宣言』筑摩書房二〇〇一年。

前掲注（52）一三頁。

前掲二〇一頁。

前掲二〇一—二〇二頁。

八木の論調にかかわって痛切に感じることは、日本の歴史的伝統というが、その内容は大日本帝国憲法体制下の政治・経済・社会へのまっすぐの回帰であり、与党のいう憲法改正の基調に八木の論調がひそんでいるということはほぼ明らかで

あり、(それだけでもないが)、私たちは戦前を否定し戦後再出発した日本国憲法の基本価値をつねに対置していかねばならないということである。

ほかにも八木の著作として、同『明治憲法の思想—日本の国柄とは何か』P.H.P研究所一〇〇二年および同『日本国憲法とは何か』P.H.P研究所一〇〇三年がある。八木の立場からすれば当然であるが、前者は明治憲法への復古的回帰であり、後者は日本国憲法の否定と改悪にあることは確かである。

(57) 尚、ここで八木を検討の対象にしたのは、現代自由権と関連性がないと考えられるかもしれないが、八木自身は日本国憲法の定める多くの自由権を含めて基本的人権自体をまつこうから否定する論調であるからである。

最近の動向として、「特集・人権論の原理と新展開」ジユリスト一〇〇三年五月一・一五号（一一四四号）がある。この特集のなかで、本稿の主題と関連するものとしては、長谷部恭男「国家による自由」（三一頁以下）、小泉良幸「人権と共同体」（三八頁以下）、小山剛「私的自治と人権」（八三頁以下）、鈴木秀美「インターネットと人権」（一〇一頁以下）などがある。

[付記] 本誌五九号掲載の拙稿本文中注（35）・（36）が表記されているが、不要な表記であり、削除することを断つておきた
い。